

第四計画期間の東京都キャップ&トレード制度について (第1回専門的事項等検討会での主なご意見について)

東京都キャップ&トレード制度
第2回「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」
令和4年11月15日（火曜日）16：30～19：30
オンライン会議

【キャップ&トレード制度】

(1) 削減義務率

- 東京都の産業・業務部門の全体目標を、第4計画期間の排出削減目標とすることでよいのか。大規模事業所には踏み込んだ削減を求める必要があるのではないかな。
- すでに公表されている「35%」の削減義務率を見込みとして、中長期の計画を立てている事業所は、対応が難しいところがあるのではないかな。
- 削減義務率の設定にあたっては、どのような義務履行手段が認められるかを議論する必要がある。
- 排出量削減目標だけでなく、エネルギー削減目標を設定するのはどうか。

(2) 電気の排出係数

- 実排出係数の使用は妥当だが、そのメリット・デメリットをよく議論する必要がある。
- エネルギー効率化を図るうえで、電化の促進は大きな柱である。電化率に応じて削減義務率の緩和する仕組みを導入する場合は、慎重に検討する必要がある。
- 地域冷暖房の受け入れ事業所など、電気由来の排出削減が難しい用途への配慮も必要である。

【キャップ&トレード制度（続き）】

（3）再エネ利用を更に進める方策

- 再エネの拡大にあたっては、事業所の省エネ対策の停滞を招かないよう考慮する必要がある。
- 実排出係数を前提とする場合、再エネを同様に扱うことを原則としつつ、追加性にも配慮が必要。

（4）トップレベル事業所認定制度

- 2050年のゼロエミッションを目指す中で、「カーボンハーフビル（仮称）」がトップレベル事業所の上にあるのは違和感がある。
- ゼロエミッション化に向けて、省エネ対策と再エネ利用の両方を促進するような制度構築が望ましい。
- トップレベル事業所認定制度はGRESBにおいて省エネ性能に対する認証とされているため、ウェルネス等を含める場合、エネルギー評価項目の割合が少なくならないよう注意が必要である。
- 制度開始時は省エネ余地が少ない新規建築物のために削減義務率を減少させることとしたが、今の時代に合わせて改めて検討すべき。
- 建築物環境計画書制度との連携について、トップレベル側の認定基準でしか評価していない項目もあるため、認定方法については検討が必要である。
- 事業所の省エネ・再エネの取組だけでなく、CO₂排出に関わる企業の様々な配慮等に関する項目も検討できると良いのではないか。

【地球温暖化対策報告書制度】

- 省エネカルテのようなランキングを示すと国際会計の関係でも良いだろう。
- 中小のベンチマーク制度はこの機会に改修された方が良い。
- データ公表について、都内限定とせず、近隣自治体と連携する等、デジタル化により範囲をオープンに進めていただくのが良い。
- 報告内容の拡充について、事業者の負担を軽減する工夫をされるのが良い。